高等学校等の入学準備のために（中学３年対象）

返還不要の給付型奨学金です！

令和９年度川崎市高等学校奨学生【入学支度金】募集要項

1　申請基準

次の３つの要件にすべてあてはまる方が申請対象者です。

川崎市外の国公立や私立の中学校に在学する場合も対象です！！

川崎市内に住所を有する中学３年生　※１
（申請時点から令和９年１月１日までの間）

学業成績　評定結果の平均値が３．５以上
（第３学年前期の全履修科目の評定結果の５段階評価の平均値）

世帯の合計所得金額が基準額以内　※２、３
（令和７年１年間の所得）

次の表は目安であり、世帯の年齢構成などにより申請者ごとに基準額が異なります。対象になるか分からない方は、まずは申請を！！

世帯人数	２人	３人	４人	５人	６人	７人
合計所得金額	約 241 万円	約 298 万円	約 341 万円	約 388 万円	約 431 万円	約 488 万円
（総収入）	約 368 万円	約 439 万円	約 494 万円	約 552 万円	約 606 万円	約 675 万円

※１申請後、令和９年１月１日以前に川崎市外へ転出された場合は、奨学生として採用されません。
　また、本奨学金の支給対象となるのは、高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程を含む。）に入学する場合です。
※２世帯に所得のある方が複数いる場合は、それぞれの所得を合算した額となります。
※３基準額は、平成 30 年４月１日を基準日として、生活保護法による保護の基準の規定を基に算出します。

2　支給額



進学先	支給額
国・公立の高等学校へ進学する場合	**45,000 円**
私立の高等学校へ進学する場合	**70,000 円**

※令和９年３月下旬に本人又は保護者名義の金融機関口座に振り込みます。



3　受付期間（紙申請・電子申請ともに）

オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）からも申請ができます！！

令和８年 11 月６日（金）から**令和８年 12 月 14 日（月）**まで

・郵送の場合は、令和８年１２月１４日（月）消印有効
・持参の場合は、令和８年１２月１４日（月）１７時１５分まで
・電子申請の場合は、令和８年１２月１４日（月）２３時５９分まで



4　審査結果の通知

・審査結果については、**令和９年２月頃**に申請者の自宅へ郵送いたします。
・採用が内定しても、高等学校に入学しなかった場合は、入学支度金を返還していただきます。

5　申請方法

Step1　提出書類を用意する（必要書類等は次表のとおり）

不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください！！

対象となる申請者	必要な提出書類	注意点等
(1) 紙による申請をする方	奨学資金支給申請書・推薦書【入学支度金用】	・在籍する学校か市ホームページから入手 ・電子申請をする場合は不要（申請フォームに必要事項を入力）
(2) 全申請者	**世帯全員の住民票**	・「**本籍と筆頭者氏名**」、「**世帯主氏名と続柄**」**の記載があり**、**３か月以内**に発行されたもの（**コピー可**）
(3) 生活保護世帯の方	被保護証明書	・**世帯全員が記載され**、３か月以内に発行されたもの（コピー可）
(4) 児童養護施設入居者・里親に委託されている方	・在籍証明書 ・児童委託証明書	・コピー可
(5)　**(3)，(4) 以外で 18 歳以上の世帯員がいる方**	令和８年度市民税・県民税・森林環境税**課税額証明書** 又は**非課税証明書**	・**左記証明書以外の書類**（**源泉徴収票**、**特別徴収税額の決定・変更通知書**、**納税通知書等**）**では、受付できません。** ・世帯員の中で、18 歳以上で学生でない方は、**全員証明書が必要**（**無職の方や扶養に入られている方も必要**）です。 ・ただし、**「配偶者控除」**を受けられていて、その状況が**証明書に記載されている場合は、**控除されている**配偶者本人の証明書は不要**（配偶者**特別**控除の場合は必要） ・やむを得ない事情により、課税額証明書・非課税証明書の提出が期限に間に合わない場合は、受付期限までに、紙の申請書だけでも郵送により提出し、証明書を入手後速やかに提出してください。また、**証明書の提出が大きく遅れると、審査できず、奨学生として採用できない場合があります**。 なお、電子申請は書類がそろっていないと申請できません。

・市税事務所、区役所（支所）、行政サービスコーナー等で取得できます。

・マイナンバーカードがあれば、コンビニでも取得できます！！
※必ず「(詳細)」の証明書（省略のないもの）を取得してください。

取得方法の詳細についてはこちら →

電子申請

Step２　e-KAWASAKI 利用者登録



・電子申請を希望する申請者（中学３年生）または保護者等が、**事前に「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」の利用者登録**
・すでに登録済みの方は登録不要
・申請受付期間前でも登録可

e-KAWASAKI
利用者登録はこちら

Step３　電子申請手続

・**市ホームページ内「電子申請による申込」から、**手続方法を確認の上、**申請フォームに入力し申請**（11 月 6 日からオンライン申請のフォーム画面の表示開始）

URL：https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000111681.html

紙による申請

Step２　提出書類を郵送



「Step１」で用意した提出書類を、
川崎市教育委員会事務局総務部学事課（６　問合せ先）へ郵送（持参も可）

【注意点】
・**学校への成績要件の確認は、学事課から行うため、申請者が学校に申請書を提出する必要はありません。（奨学生推薦書の記載は不要）。**
・普通郵便による提出が御心配な場合は、追跡可能な送付方法（簡易書留やレターパック等）を利用
・郵送料は申請者負担



6　問合せ先

〒210－0005　川崎市川崎区東田町５番地４　川崎市役所南庁舎　５階
川崎市教育委員会事務局総務部学事課　電話 044-200-3267

